

## 鑑定入院医療機関、鑑定医のリスト作成

- 鑑定入院命令：審判手続において、①対象者の精神障害の有無、②対象者への本制度に基づく医療の要否、を鑑定医に判定させるために裁判所が命令。
- 鑑定入院医療機関：鑑定その他医療的観察を実施するために対象者を入院させるための医療機関。

### [現時点における検討状況、今後の進め方]

- ① 鑑定入院医療機関のリスト作成
  - ・ 鑑定の対象者が年間400名程度であること等を勘案すると、一定水準以上の医療を確保できる医療機関として、人口100万人当たり2～3か所鑑定入院医療機関があることが必要。（今後早急に対象となる医療機関の基準を検討の上策定）
- ② 鑑定医のリスト作成
  - ・ 精神保健判定医に鑑定医としての協力もお願いする方向で検討しており、今後指定期間に対する判定医リスト掲載の依頼の際に併せてリスト掲載への同意を要請する予定。（本年春～9月頃にかけて地方厚生局が各都道府県の協力を得つつ実施）
- ③ 鑑定ガイドラインの策定
  - ・ 鑑定において入院・通院の必要性を判定するに当たったの着眼点や、鑑定における実施項目等をガイドラインとして策定するべく作業中であり、司法関係者とも調整の上、夏までに内容を概ね確定させる見込み。